

6月1日(現地)のカナダ利上げについて

大和証券投資信託委託株式会社

<カナダ中央銀行:政策金利を0.25%引き上げて0.50%に>

BOC(カナダ中央銀行)は6月1日(現地)、政策金利を0.25%引き上げて0.50%としました。2009年4月に0.25%に引き下げられて以来、1年2カ月ぶりの政策金利変更となります。また、主要7カ国(G7)では、リーマン・ショック(2008年9月)以降、初めての利上げとなりました。

BOCは声明文において「(世界的な信用不安の)カナダへの影響はこれまでのところ、商品市況の緩やかな下落と金融情勢がやや引き締まったことに限られている」との認識を示し、「カナダ経済はおおむね想定通りに展開しており、「消費者物価は4月の見通しに沿って推移している」との判断の下、「今回の決定をもってしても、なお金融はかなり緩和されている」との見解を示しています。短期金融市場における日々の資金余剰額の削減方針と合わせて、今回の利上げはこれまでの極端な金融緩和の正常化という側面が強いと思われます。

<利上げの背景>

利上げの理由は、カナダ経済の好調さにあります。2009年第3四半期にプラス成長に転換したカナダ経済は、同年第4四半期に前期比年率4.9%の高成長を記録した後、2010年第1四半期には同6.1%へ成長が一層加速しました。他の諸外国と同様、リーマン・ショック以降、カナダでも積極的な財政拡大政策と低金利政策が採られてきましたが、このような政策対応が奏功し、民間消費や住宅投資が活発化したほか、世界的な資源高による恩恵も受けて、力強い景気拡大につながっています。また、従来より金融システムが健全であったため、先進国の中でも金融危機の影響を大きく受けなかったことが景気回復を速めたとも考えられます。

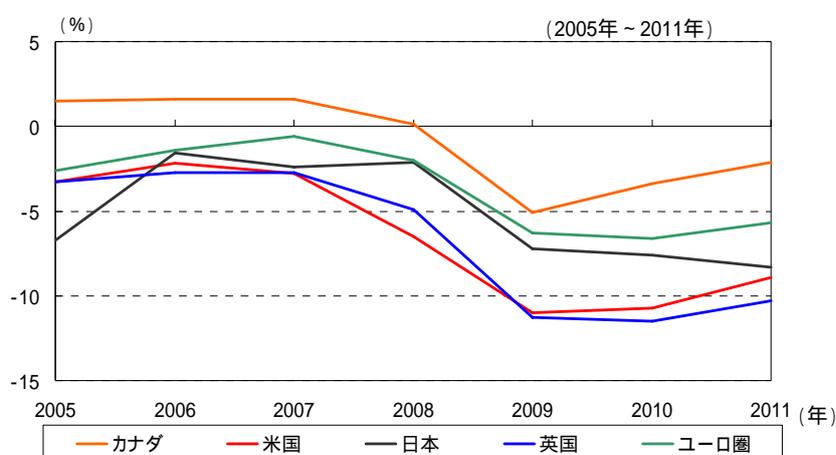
BOCは直近の経済見通しにおいて、2010年は3.7%、2011年は3.1%の経済成長を予想しています。成長率は来年にかけてやや鈍化するものの、財政による景気刺激効果はく落していく中で、民間消費と設備投資による自律的な景気拡大が見込まれています。今回の利上げでBOCは、「不確実性に鑑みれば、金融緩和の一段の解除は国内及び世界の経済動向を注意深く考慮した上で実施する必要がある」とまとめ、追加利上げにやや慎重な姿勢をにじませました。しかし世界的な金融市場の混迷が収束に向かい、カナダ経済が順調に拡大するならば、今後も利上げが継続されると考えられます。

<カナダ・ドルについて>

カナダは2008年まで12年連続で財政収支の黒字を維持しました。現在、特に欧州で問題視されているソブリン・リスク(国家の信用リスク)から最も縁遠い先進国のひとつと言えます。カナダ・ドルの為替相場は資源価格との連動性が高いものの、ソブリン・リスクへの不安から投資家のリスク回避姿勢が高まる局面でも、相対的に安心感の高い通貨と言えるでしょう。

また、カナダも豪州と同様に資源国でもあり、投資家のリスク選好姿勢が回復すれば、カナダが利上げサイクルに入ったことと合わせて注目を集めそうです。

各国・地域財政収支(対GDP比)



2010年、2011年はOECD予想です。
(出所)OECDより大和投資信託作成

以上

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会